

## 旭川市地域公共交通網形成計画分科会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の旭川市地域公共交通網形成計画分科会（以下「分科会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

## (事務)

第2条 分科会は、交通会議の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、交通会議設置要綱第9条に基づき、旭川市地域公共交通網形成計画策定及び推進について、専門的な協議を行うものとする。

## (組織)

第3条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者。
  - (2) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者。
  - (3) 旭川市内を営業路線とする旅客鉄道事業者の代表者が指名する者。
  - (4) その他会長が指名する者。
- 2 分科会に進行役を置く。
- 3 進行役は、会長が指名するものとする。
- 4 進行役は、分科会の事務を主宰する。

## (会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長の指示、又は進行役が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、分科会を構成する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 進行役は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

## (報告)

第5条 進行役は、分科会の協議及び調整の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月 日から施行する。